

佐賀県規則第58号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則及び児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和57年佐賀県規則第28号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中

フリガナ																生年月日			年齢
氏名	(姓)					(名)					大正	年	月	日	昭和			歳	
郵便番号					市町村コード					自宅電話番号					本籍				

を

フリガナ																個人番号			生年月日			年齢
氏名	(姓)					(名)					年	月	日	昭和			歳					
郵便番号					市町村コード					自宅電話番号					本籍							

に、昭和平成を

に、

フリガナ																生年月日			年齢
氏名	(姓)					(名)					大正	年	月	日	昭和			歳	
郵便番号					市町村コード					自宅電話番号					借受人との間柄				

」

を

フリガナ																生年月日			年齢
氏名	(姓)					(名)					年	月	日	昭和			歳		
郵便番号					市町村コード					自宅電話番号					借受人との間柄				

」に改める。

(児童福祉法等施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法等施行細則(平成10年佐賀県規則第21号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

本人氏名		男・女	生年月日	年 月 日	電話番号 (自宅)	
住所				昼間の連絡先		
被保険者の 記号番号		保険者等の 名称			希望する指定 療育機関	

を

本人	氏名		男・女	生年月日	年 月 日	個人番号	
	住所				電話番号(自宅)		
扶養義務者	氏名		本人との続柄		職業		
	住所				個人番号		
被保険者の 記号番号		保険者等 の名称			希望する指 定療育機関		

に改める。

様式第3号中

(ふりがな) 氏名		を	(ふりがな) 氏名		個人 番号	
--------------	--	---	--------------	--	----------	--

に、

生年月日(年齢)	

を

生年月日(年齢)	
個人番号	

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則による貸付申請書(次項において「旧様式」という。)は、同条の規定による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の貸付申請書とみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(児童福祉法等施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の児童福祉法等施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)

により使用されている書類は、同条の規定による改正後の児童福祉法等施行細則の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。